大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例に基づく 許可(新規・変更・譲受)の電子申請について

○大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例に基づく申請及び届出手続きのうち、以下のものについては電子申請により 受付を行っています。

・特定事業新規許可申請手続き ※要手数料65,000円	・特定事業水質・土壌検査報告書の提出
・特定事業変更許可申請手続き ※要手数料33,000円	・特定事業廃止(休止・再開)届出書の提出
・特定事業譲受許可申請手続き ※要手数料33,000円	・特定事業完了届の提出
・土砂等搬入届書の提出	・特定事業着手届の提出
・特定事業土砂等管理台帳の提出	

- ○上記の電子申請では申請者情報の入力の後、Word、ExcelやPDFファイル等による提出書類の添付が必要となりますので、申請前に各手続きで必要な書類データをご準備いただくようお願いします。
- ○上記の手続きのうち※印がついているものについては申請の際に手数料の納付が必要です。
- 〇手数料の支払いについて申請後、ご案内いたしますので、クレジットカードまたはペイジー(Pay-easy)により納付をお願いします。
- ※書面での提出も従来どおり可能です。書面で提出する際は管轄の保健所(部)に提出してください。

〇問い合わせ先

(1)土砂条例の申請・届出に関すること

特定事業場の所在地	窓口	連絡先
別府市、杵築市、日出町	東部保健所	0977-67-2511
国東市、姫島村	国東保健部	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	0972-62-9171
由布市	由布保健部	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	0972-22-0562

特定事業場の所在地	窓口	連絡先
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	0974-22-0162
日田市、九重町、玖珠町	西部保健所	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	0979-22-2210
豊後高田市	豊後高田保健部	0978-22-3165

(2)電子申請の操作、利用者登録等に関すること

大分県電子申請ヘルプデスク 連絡先:097-506-2457

申請の事前準備について

申請にあたっては、事前に申請用アカウントを作成する必要があります。

○アカウントの作成については、以下のホームページを 参考にしてください。

https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184756.html

〇ログイン方法については、以下のホームページを 参考にしてください。

https://www.pref.oita.jp/site/denshishinseiportal/denshishinsei-faq0002184759.html

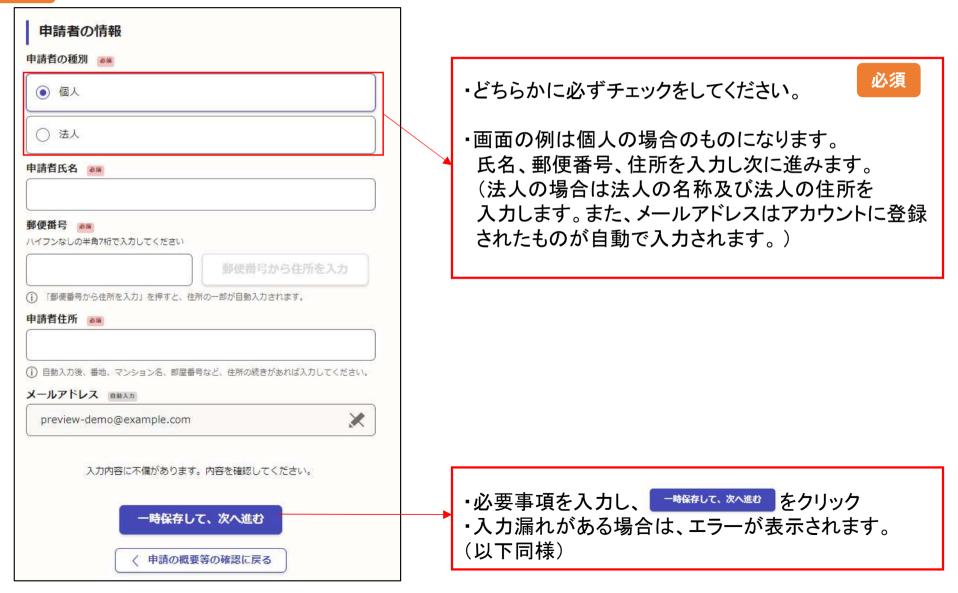


■以降では電子申請を行う際の入力の流れについて、特定事業新規許可申請を例として紹介します。

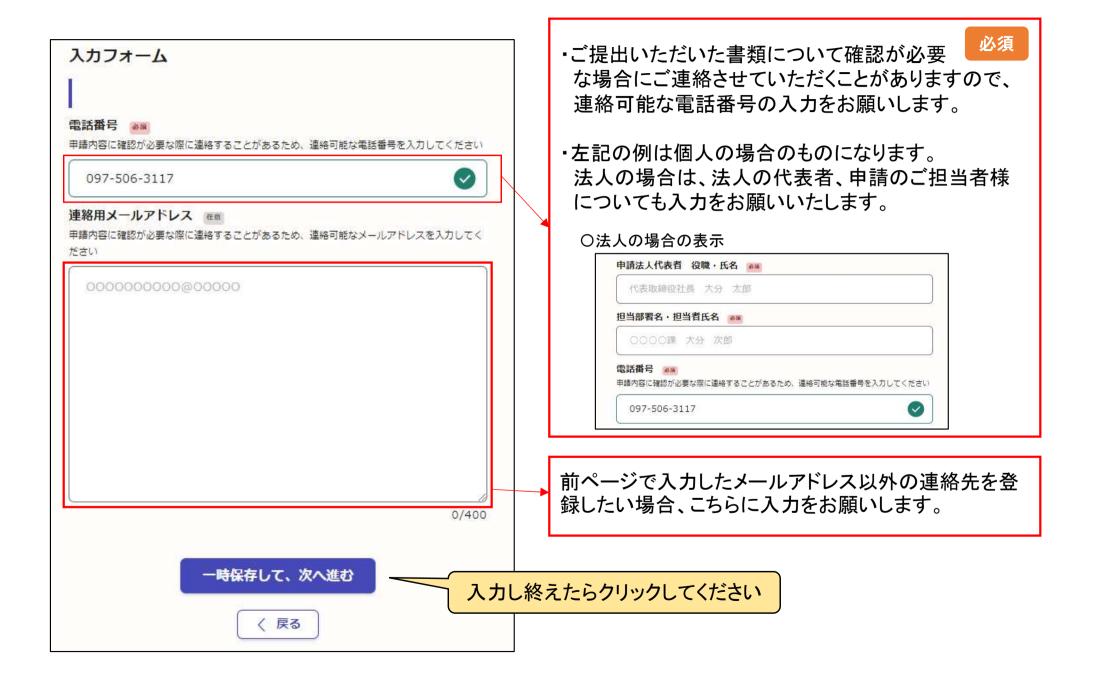
項目の入力について①(申請者情報の入力)

【共通事項】

必須が表示されている項目は必ずチェックまたは、必要事項を入力してください。



項目の入力について②(連絡先の入力)



項目の入力について③(申請書類の添付)



あと9件まで追加できます

原本の提出が必要な書類 🚳

以下の衝類については、原本の提出が必要です。

別途下記の住所まで郵送してください。

郵送先:〒874-0840 大分県別府市大字鶴見字下田共14-1衛生課あて

- 法人の登記事項証明書
- 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公認の写し
- 土壌の検査に係る計量証明書

同意として以下の項目にチェックしてください。

上記の書類について原本を郵送します ※発行日より三か月以 内、コピー提出不可

入力内容に不備があります。内容を確認してください。

一時保存して、次へ進む

戻る

入力し終えたらクリックしてください

このページで申請書データの添付を行います。

必須

- ・事前に作成した申請書の電子データ(Word、Excel、PDF等、Zipファイル可)を添付してください。
- ▲ ファイルを選択・ ボタンを押すとファイル選択画面が 開きますので、添付するデータを選択し「開く」ボタン を押してください。
- ・電子申請で添付できるファイルは1件あたり最大 10MBです。
- ・ もう1件追加する ボタンを押すと、ファイルを添付する ためのフォームが最大9件まで追加で表示されます。

・申請書に添付する書類のうち、以下のものに ついては原本の提出が必要です。 必須

- 申請者の住民票の写し(法人の場合登記事項証明書)
- ・申請者が未成年の場合は法定代理人に住民票の写し
- ・特定事業区域の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ・土壌の検査に係る計量証明書
- ・上記については別途郵送等により管轄保健所の窓口 まで提出をお願いします。

■以降については特定事業許可申請(新規・変更・譲受)のみの手続きになります。

項目の入力について④申請手数料の確認



特定事業許可申請については以下のとおり申請手数料が必要です。

必須

特定事業新規計可申請 : 65,000円特定事業変更許可申請 : 33,000円特定事業譲受許可申請 : 33,000円

- 内容を確認し、チェックボックスにチェックを入れて 次に進んでください。
- ・電子申請の許可申請手数料は、クレジットカード またはペイジー(Pay-easy)による納付のみ可能です。
- ・申請手数料の納付は申請内容に不備がないことを確認した後に、支払い依頼メールを送付します。

申請受付完了

申請後は以下のような受付お知らせメールが送信されます。

「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請」の申請を受け付けいたしました。 申請内容を確認後、順次処理を行いますので、今しばらくお待ちください。

また、申請いただいた内容について不明な点がある場合、 当課からご連絡させていただく場合があります。あらかじめご了承ください。

- 申請の種類 大分県大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請
- 申請日時 2024-○○

申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。

ttps://

申請内容確認用URL

申請内容は、当該URLのリンク先から確認できます。

申請についてご不明な点がある場合は以下までご連絡ください。

大分県生活環境部環境保全課

Tel: 097-506-3117

e-mail: a13350[@]pref.oita.lg.jp

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
- ※ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。
- ▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.

申請手数料の支払いについて①

- ・申請内容や添付書類等に不備がない場合、申請手数料の支払い依頼を行います
- ・支払い依頼は以下のようなメールが申請時のメールアドレスに届きます。

「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請」の支払いを行ってください。

- 申請の種類 大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請
- 合計金額 65,000 円
- 申請番号

申請番号が表示されます

申請番号に間違いがないかご確認ください。

■ 支払い依頼日時 2024-○○

以下のURLから支払いを行ってください。

ttps://

支払用URL

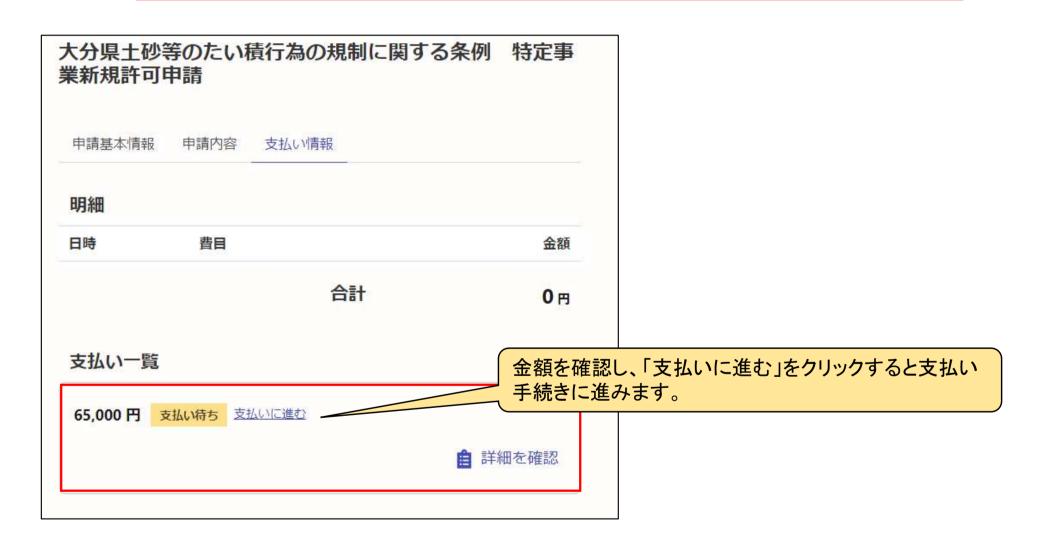
URLのリンク先にアクセスし、申請手数料をお支払いください。

- 大分県からのメッセージ 申請のあった大分県土砂等のたい積行為の規制 に関する条例に基づく特定事業新規許可申請手数料のお支払い依頼です。
- Δ 月 Δ 日(Δ)までにお支払いをお願いします。
- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
- ※ ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。
- ▼ 送信者に関する情報 株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.

申請手数料の支払いについて②

- ・支払い依頼メールの中のURLにアクセスすると、以下のように支払い画面が表示されます。
- ・金額をご確認の上、「支払いに進む」をクリックしてください。



申請手数料の支払いについて③

- ・手数料に明細と支払い方法が表示されますので、金額をご確認いただき、クレジットカードまたは、ペイジーによる支払いのどちらかを選択してください。
- ・ペイジーによる支払い方法についてはページ右下の「Pay-easy(ペイジー)とは」をクリックしてご確認ください。



申請手数料の支払いについて④

- ・クレジットカードによるお支払いの場合、カード情報を登録して、支払い手続きを進めてください。
- ・お支払いが完了すると、「支払い一覧」項目の金額横に「支払い済み」と表示されます。

〇カード情報登録画面





手続き完了

- 県にて申請手数料のお支払いが確認できた後に、申請手続きの完了処理を行います。
- ・申請手続きが完了したときには、申請したメールアドレスに以下のような「申請処理完了」メールが届きます。
- ・申請処理完了メールが届きましたら、申請者様による手続きは完了です。県にて特定事業許可 の事務手続きを行います。
- ・許可手続きが終了した際には、申請の際にご登録いただいたメールアドレスまたは電話番号に お知らせいたします。

「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請」の処理が完了いたしました。

- 申請の種類 大分県大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例 特定事業新規許可申請
- 申請日時 2024-○○
- 申請の詳細は、以下のURLからご確認いただけます。

ttps://

申請内容確認用URL

- ※ 本メールは送信専用アドレスからお送りしています。ご返信いただいても受信できかねます。
- ※ 本オンライン申請サービスは、株式会社グラファーが大分県公式サービスとして運営しています。
- ※ご不明点やご質問は、大分県で受け付けています。大分県まで直接お問い合わせください。
- ▼ 送信者に関する情報

株式会社グラファー

Copyright © Graffer, Inc.

※修正がある場合もメールが届きますので、必要な修正を行い、再度申請してください